

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宮崎県都城市都北町7403番地
氏 名 株式会社エコロ
(法人にあつては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 宮内浩文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和6年4月14日
許可の有効年月日 令和11年4月13日

1 事業の範囲
別表のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）
なし

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	平成16年4月14日	
更新許可	平成21年4月14日	
更新許可	平成26年4月14日	
変更届出	平成29年7月19日	法人の代表者を「西憲五」から「藤田友幸」に変更
変更届出	平成31年4月5日	法人の代表者を「藤田友幸」から「宮内浩文」に変更
更新許可	平成31年4月14日	
更新許可	令和6年4月14日	

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無



(別表)

事業の範囲	
収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）	
取り扱う産業廃棄物の種類	
廃油	揮発油類，灯油類及び軽油類又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，ジクロロメタン，四塩化炭素，1,2-ジクロロエタン，1,1-ジクロロエチレン，1,1,1-トリクロロエタン，1,1,2-トリクロロエタン，ベンゼン
廃酸	水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 カドミウム又はその化合物，鉛又はその化合物，六価クロム化合物，砒素又はその化合物，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，ジクロロメタン，四塩化炭素，1,2-ジクロロエタン，1,1-ジクロロエチレン，1,1,1-トリクロロエタン，1,1,2-トリクロロエタン，ベンゼン
廃アルカリ	水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 カドミウム又はその化合物，鉛又はその化合物，六価クロム化合物，砒素又はその化合物，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，ジクロロメタン，四塩化炭素，1,2-ジクロロエタン，1,1-ジクロロエチレン，1,1,1-トリクロロエタン，1,1,2-トリクロロエタン，ベンゼン
ばいじん	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 カドミウム又はその化合物，鉛又はその化合物，六価クロム化合物，砒素又はその化合物
燃え殻	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 カドミウム又はその化合物，鉛又はその化合物，六価クロム化合物，砒素又はその化合物
汚泥	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 カドミウム又はその化合物，鉛又はその化合物，六価クロム化合物，砒素又はその化合物，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，ジクロロメタン，四塩化炭素，1,2-ジクロロエタン，1,1-ジクロロエチレン，1,1,1-トリクロロエタン，1,1,2-トリクロロエタン，ベンゼン
感染性産業廃棄物	
廃石綿等	

